

北広島市健康づくり計画

1. 現計画 北広島市健康づくり計画（2次）『健康きたひろ21』の概要

- (1) 計画の期間 平成21年度～平成23年度の3年間
- (2) 計画の構成 市民の健康づくりを推進するため7つの領域ごとの行動指針と、5つのライフステージごとの行動指針、行政及び市民の取組み(事業)で構成。
- 7つの領域
- 栄養・食生活
 - 運動・身体活動・遊び
 - 休養・心の健康
 - たばこ・アルコール
 - 歯の健康
 - 病気や障がいの予防
 - 生活習慣病の予防
- 5つのライフステージ
- 妊産婦期
 - 乳幼児期
 - 学童青年期
 - 成人期
 - 高齢期

2. 第3次計画の策定

現計画は平成23年度で終期となるため、次期計画である第3次計画を策定する。

第3次計画の策定にあたっては、国（厚生労働省）の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針について（平成19年9月通知）」及び「都道府県健康増進計画改定のガイドライン（平成19年10月通知）」、北海道健康増進計画「すこやか北海道21改定版追補（平成20年3月改定）」に沿って行う。

策定にあたって盛り込む主な事項等

- 1 妊娠期から高齢期までの生涯にわたる生活習慣病対策
- 2 特定健診事業や特定保健指導事業との連携
- 3 食育推進計画との整合性
- 4 健康増進法に基づく健康増進事業の計画への位置づけ
- 5 ライフステージ分類の検討

3. 計画の位置づけ

健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画とする。

健康増進法第8条第2項

市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下『市町村健康増進計画』という。）を定めるよう努めるものとする。

4. 計画の期間

- ・本計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とする。
- ・市の総合計画や地域福祉計画、障がい福祉計画、高齢者保健福祉計画などの保健福祉諸計画と整合性を図るものとする。